

平成28年 第9回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成28年9月26日 午後6時30分								
開会日時	平成28年9月26日 午後6時30分								
閉会日時	平成28年9月26日 午後7時50分								
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室								
教育長	朝 倉 孝								
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者					
	1	富田信太郎	出	教育部長	中野則之	出	社会教育課長	佐藤龍司	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監	朝倉美由紀	出	大井図書館長	宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	教育総務課長	皆川恒晴	出	大井中央公民館長	三上隆夫	出
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長	榎本 崇	出	上福岡歴史民俗資料館長	原口雅樹	出
				学校給食課長	岡田 彰	欠	学校給食課主幹	原田準一	出
書記	教育総務課主事補 宮原健太郎			傍聴人数			0人		
会 議 概 要									
議 事 等									
【公開】									
第18号議案「平成29年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて」(可決)									
第19号議案「ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱することについて」(可決)									
報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則を制定することについて)」(承認)									
報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて)」(承認)									
報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市地域協働学校(コミュニティ・スクール)検討会議要領を制定することについて)」(承認)									
報告事項「平成28年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について」(承認)									
協議事項「東松山市少年事件に関する意見聴取について」(意見聴取)									
【非公開】									
報告事項「全国学力学習状況調査結果及び埼玉県学力学習状況調査結果について」(承認)									

(18時30分)	<p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、平成28年第9回定例教育委員会会議を開催いたします。</p>
教育長	
教育長	<p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回定例会会議録の承認について、教育総務課長お願いします。</p>
教育総務課長	<p>前回定例会の会議録の送付が漏れていました。大変失礼しました。</p> <p>委員の皆様には、今お手元に配布したばかりですので、次回10月の定例会の際に、8月分、9月分の会議録の内容の承認をしていただき、御署名をいただければと存じます。申し訳ありませんでした。</p>
教育長	委員の皆様、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	では、そのようにお願いします。
	<p>○教育長からの報告</p>
教育長	私から報告をさせていただきます。
	<p>1 小学校の運動会について</p>
	残っていた小学校の運動会も滞りなく終了しました。
	雨天により日程を変更しましたが、おかげさまで大きな事故もなく無事に終了することができました。
	各学校とも保護者の皆様や地域の皆様が多くお見えになり、子供達も日頃の練習の成果を十分発揮できたのではないかと思います。
	<p>2 全国学力学習状況調査結果及び埼玉県学力学習状況調査結果について</p>
	このたび国の学力調査及び県の学力調査の結果が送られてきました。
	後ほど触れさせていただきます。
	<p>3 各社会教育施設の事業について</p>
	各社会教育施設での事業は順調に実施されています。
	一昨日は、河岸記念館で午後2時から立川流一門の立川志の太郎さんという本市出身の落語家さんと前座の方に来ていただき、落語会を実施しました。
	私も参加させていただきましたが、河岸記念館の雰囲気と落語がとてもマッチして 있었습니다。建物とその中で行われる芸能が一体となってい

	<p>たと感じました。</p> <p>定員30人のところ38人の御来館をいただき、皆さん最後まで落語に聞き入っていました。</p> <p>市長も途中から参加され、最後までいらっしゃいました。</p> <p>大変有意義な会となりました。</p> <p>文化財は、来館者をただ待つのではなく、積極的に来館者を呼び込む仕組みを作っていく必要があると改めて感じました。</p> <p>今後は、河岸記念館だけではなく、旧大井村役場で音楽会を開催するなどして活用していきたいと思っています。</p> <p>河岸記念館では落語、説教節、講談などを行い、旧大井村役場は大正ロマンの雰囲気がありますので、チェロの演奏会なども良いのではないかと考えています。</p> <p>いろいろなアイデアを出していきながら文化財の活用を考えていき、市民の皆様にも文化財の持つ意義を知っていただける取り組みを進めていきたいと思っています。</p> <p>私からの報告は以上ですが、何か確認事項はありますか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただく議事の件数を御報告いたします。</p> <p>議案が2件、報告事項が5件、協議事項が1件です。</p>
<p>教育長 教育部長 教育長 各委員</p>	<p>○提案理由の説明</p> <p>では、教育部長から議案2件の提案理由をお願いします。</p> <p>(提案理由の説明)</p> <p>ここでお諮りします。報告事項のうち「全国学力学習状況調査結果及び埼玉県学力学習状況調査結果」については、他の報告事項終了後に非公開として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(了承)</p>

教育長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p>
教育長	<p>○第18号議案</p> <p>はじめに、第18号議案「平成29年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課長の榎本です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案を1ページめくっていただき、「ふ教学第1727号」を御覧ください。これは教育長から市内小中学校長への通知ですが、県費教職員の人事については、県が提示する人事異動方針及び細部事項を基に決めるということになっています。</p> <p>県費教職員ですので、その異動は全県にわたって広域で行われる場合があります。市によって人事異動の方針等が違った場合には、人事異動に不具合が生じてしまうことがありますので、県内全市町村が県の示した異動方針及び細部事項に基づき人事異動を行うこととなっています。</p> <p>2枚めくっていただきまして、「平成29年度当初教職員人事異動方針」を御覧ください。</p> <p>「1 基本方針」ですが、基本方針は（1）から（6）の6点です。</p> <p>教育界の活性化、気風の刷新、適材適所の配置、人材育成、教育の機会均等、地域差・学校差の是正、教育水準の向上、再任用職員の配置などについて示されています。</p> <p>（6）の女性教職員の積極的登用は、今回から盛り込まれました。これは、平成28年4月1日に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を背景とするものです。</p> <p>裏面を御覧ください。「4 採用等」ですが、（2）の「また、女性教職員の積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める」も新たに明記されました。</p> <p>1ページめくっていただきまして、次に「平成29年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」を御覧ください。</p> <p>「1 退職」については、定年退職、勸奨退職、普通退職があります。定年退職日は、60歳となった日以後の最初の3月31日です。</p>

勸奨退職は、平成29年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が対象です。

それ以外は、普通退職となります。

「2 転任転補」について説明します。転任とは、市をまたいで異動すること、転補とは同一市内で異動することです。原則として異動を行わない者は、(3)のア～ウに示されています。

(10) 新採用の教職員は、原則として採用後5年以内に他市町村へ異動となります。

(11) それ以外の教職員は、同一校在職10年以内に異動を行います。本市においては、特に7年を経過した者については、積極的に異動を行っております。

(17) は、新たに明記されました。

「3 採用等」について説明します。

(3) のなお書きは、新たに明記された部分です。

(6) 再任用教職員については、原則として他市への異動はありません。

「4 さいたま市との人事交流」については、平成17年度以降の採用者は対象外です。これは、平成17年度からさいたま市が独自に教職員採用選考を開始したことによります。

雑駁ですが人事異動方針及び細部事項の説明は以上です。

よろしく願いいたします。

教育長

先ほどの説明の中の再任用教職員の件は、原則その市町村で再任用を行うという話でしたが、このことは本市のような児童生徒数が増加している自治体では問題ではないのですが、児童生徒数が減少している自治体では若干これが課題となっています。

再任用教職員が増えた場合、「原則、当該市町村で再任用する」ということと、子供の数が減って過員状態になった場合、再任用は他の自治体に出せないため、現役の教職員を他の自治体に出さざるを得ないということになります。小さな市町村において再任用教職員が増えた場合、そのような課題が出てきます。比企郡の方では、この細部事項がネックになる市町村もでてくる可能性があります。

この案件について、各委員の皆様から、御質問がございましたらお願い

<p>伊藤委員 学校教育課長</p>	<p>します。</p> <p>本市の場合、教員の男女比はどうなっていますか。</p> <p>小学校と中学校と校種によって若干異なります。</p> <p>小学校では女性教員が多く、中学校では男性教員が多く、平均すると大体同数になります。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>女性教員についての但し書きを設けることがかえってどうなのかという気がしますが、私のイメージだと女性教員の方が多いのかなと思ったので、あえて法律で定めなくても思っただけです。</p>
<p>学校教育課長 富田教育長職務代理者</p>	<p>管理職の登用という点がまだまだということです。</p> <p>この方針自体には異論はありませんが、この機会にお伺いしたいのは教員の方の年代別人数です。定年に近い方々が多くて40歳代の方々が少ないということを伺ったことがあります。</p> <p>今後の見通しとして、管理職の不足が問題となってくるかと思いますが、本市の現状や今後の展望が分かりましたら教えてください。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>委員さんの御指摘のとおり、40代の働き盛りの年代の人数は非常に少ない状況です。本市の状況は、ベテラン教員より若手教員の増加が著しい傾向にあります。20代前半から35歳位までが大変多くなってしまっていて、臨時的任用教員の期間が長く、その後教員になっているので、本採用の期間は短くてもキャリアは長いという者もいまして、一概に若年層なのでキャリアがないということではありません。</p> <p>今後は、県の方でも管理職の登用をなるべく進めなくてはならないので、教頭選考の受験年齢を徐々に引き下げていく方向です。</p> <p>また、受験内容についても県の研修を受講した者については免除できる項目があるとか、なるべく多くの者が管理職選考を受験できるよう間口を広げる手を打っています。</p> <p>本市も少し前までは管理職選考を受験する者が小中ともに少なかったのですが、ここ数年、小学校では男性も女性もチャレンジする者が増えてきました。</p> <p>中学校はまだまだ受験者が少なく、これは本市の課題であると思っています。</p> <p>校長先生方には、管理職を目指す新たな人材の育成をお願いしています。</p>

教育長	<p>中学校の管理職選考受験者は激減しています。これは本市というよりは全国的な状況であろうと思います。</p> <p>そのような背景もあって女性教員の登用が求められているのでであろうと思います。</p>
伊藤委員	<p>それは、中間管理職としての仕事がものすごく大変だということでしょうか。</p>
教育長	<p>それと、処遇が見合っていないということです。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第18号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(全員賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第18号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>○第19号議案</p>
教育長	<p>続いて、第19号議案「ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p>
大井図書館長	<p>こんばんは。大井図書館長の宮井です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議案に誤りがあったので差し替えさせていただきます。</p> <p>委員の皆様のお手元に配布させていただいておりますので御確認ください。</p> <p>それでは、第19号議案、ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱することについて説明させていただきます。</p> <p>本議案につきましては、ふじみ野市立図書館協議会委員の任期が平成28年9月30日をもちまして任期満了となるため、10月1日付けで別紙の皆様へ図書館協議会委員を委嘱するものでございます。</p> <p>ふじみ野市立図書館協議会は、図書館法第14条及びふじみ野市立図書館条例第10条に基づき設置しているもので、図書館の運営に対し、館長の諮問に応じるとともに、意見を述べる機関です。</p> <p>任期は平成28年10月1日から平成30年9月30日までの2年間と</p>

	<p>なります。</p> <p>委員は10名で、新規1名、再任9名となります。選出区分につきましては、ふじみ野市立図書館条例第10条第5項に規定されております。</p> <p>名簿（案）を御覧ください。</p> <p>1号委員は小学校及び中学校の学校長からということで、東原小学校長と葦原中学校長の2名となります。</p> <p>2号委員は社会教育関係団体の代表から6名、地域文庫代表、ふじみ野市身体障害者福祉会、ふじみ野市図書館友の会会長、ふじみ野市PTA連合会から選出されています。</p> <p>3号委員は学識経験者3名で文京学院大学、埼玉県立ふじみ野高等学校長、埼玉県立熊谷図書館の主席司書主幹です。</p> <p>4号委員は、家庭教育の向上に資する活動を行う者で、社会福祉法人すみれ会風の里保育園長となります。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>（質問なし）</p>
教育長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第19号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>（全員賛成）</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第19号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、報告事項に移ります。</p>
教育長	<p>○報告事項</p> <p>「ふじみ野市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の制定」について、教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>専決処理いたしました「ふじみ野市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則」について御報告いたします。</p> <p>お手元の資料を1枚めくっていただき、規則第1条を御覧ください。</p> <p>条文を朗読します。</p> <p>「この規則は地方公務員法第15条の2第1項第5号及び第2項に規定</p>

する職員の標準職務遂行能力及び標準的な職に関し必要な事項を定めるものとする」と規定しています。

では、この地方公務員法の規定はどのようなものかといいますと、次のページの参考資料を御覧ください。

地方公務員法第15条の2第1項第5号の規定によると、標準職務遂行能力とは「職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるもの」であり、第2項によると、標準的な職は「職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める」のだということです。

この地方公務員法第15条の2の規定は、今年の4月から施行された地方公務員法の一部改正により追加された規定です。

改正地公法では、職員を昇任する場合には能力の実証に基づかなければならないと決めました。

そうしますと「それぞれの役職にはどのような能力が必要とされるのか」について定めた上で、個々の職員について人事評価を実施し、その結果により昇任が相応しいかどうかを判断することとなります。

よって、任命権者は「職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則」を制定することとなった訳です。

参考資料の中ほど以降に「ふじみ野市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則」という市長部局の規則がありますので御覧ください。

別表第1には「標準的な職」として、行政職には部長、次長、課長、副課長、係長、主任、主事、主事補の8つの職を定めました。

技能労務職には技能主査と技能員の2つの職を定めました。

これらの職の名称及び職務は、既に「ふじみ野市職員の職名等に関する規則」で定められているのですが、今回の「標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則」では、それぞれの職に求められる標準職務遂行能力を定めました。それが別表第2でございます。

部長の場合は、能力の区分を「倫理」から「危機管理」まで7つ挙げ、それぞれ求められる能力を右の欄に掲げています。

以下、次長から技能員まで同様に標準職務遂行能力を定めました。

この別表第2に定めているそれぞれの職に求められる標準職務遂行能力

を御覧いただくと、やや漠然としていて「このような規定で、何をどう判断できるのか」と疑問に思われるかもしれません。

実際の運用の場面では、それぞれの標準職務遂行能力に対応した人事評価の評価項目がありますので、それらをクリアすることが標準職務遂行能力を有していることになろうかと思えます。

例えば、標準職務遂行能力の「倫理」に対応する人事評価の評価項目には、勤務態度評価の「責任感」や「規律性」があり、「地方公務員法、服務規程その他の規則・法令を遵守している」、「職場内のルールを守っている」、「発言に行動が伴っている」、「期日・期限は守られている」、「責任転嫁することはない」といった具体的な項目があります。

また、次の標準職務遂行能力の「構想」に対応する人事評価の評価項目には、能力評価の「政策形成能力」があり、こちらも「組織の基本方針や部署の重点目標を認識し、それらに基づき政策や施策を立案している」、「市民サービス向上や公務能率向上に寄与する提案を行っている」、「担当部署以外の案件にも幹部職員として全庁的な立場から関与・協力している」といった具体的な項目が並んでいます。

このように、能力の実証に当たっては標準職務遂行能力を具体化して評価することとなります。

ただ今御覧いただいている規則は、申し上げましたとおり市長部局における標準的な職及び標準職務遂行能力を定めた規則です。

規則は任命権者ごとに制定しますので、この規則の教育委員会版を制定する必要があります。

標準的な職及び標準職務遂行能力が市長部局と教育委員会とで異なるということはありませんから、2枚前のページの教育委員会規則第2条のとおり「市長部局の規則を準用する」という規則を定める以外にありません。

よって、委員会における議論の余地がないものと判断して専決処理し、本日の定例教育委員会会議に御報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

教育長

各委員	(質問なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
教育長	<p>○報告事項</p> <p>次に、「ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部改正」について、教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>専決処理いたしました「ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令」について御報告いたします。</p> <p>お手元の資料を2枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>表の右側が改正前、左側が改正後です。</p> <p>改正内容は、情報公開及び個人情報保護の請求に対する決定を行うときや、情報公開・個人情報保護審査会に審査請求について諮問するときの指定合議先を情報公開及び個人情報保護の主管部長及び主管課長、すなわち総務部長及び契約・法務課長から教育総務課長に改めるというものです。</p> <p>改正前は、市長部局の職員も教育委員会の職員も情報公開及び個人情報保護に係る申し出に対する可否を決定する際や、審査請求について情報公開・個人情報保護審査会に諮問する際には、総務部長及び契約・法務課長の合議が必要でした。</p> <p>市長部局ではこれを改め、契約・法務課長の合議のみとするよう、市長部局の訓令である「ふじみ野市事務決裁規程」を改正しました。</p> <p>そして、契約・法務課は「教育委員会も同様に教育総務課長が合議する扱いにすることが望ましい」との考えを示しました。</p> <p>市長部局が、今申し上げた改正を行ったこと、また、情報公開や個人情報保護に関し全庁的に統括する課である契約・法務課がそのような見解を示したことに鑑み、決裁規程の一部改正を専決処理し、本日御報告するものです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>

各委員	(質問なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
教育長	<p>○報告事項</p> <p>続いて、「ふじみ野市地域協働学校（コミュニティ・スクール）検討会議要領の制定」について、学校教育管理監より報告をお願いします。</p>
学校教育管理監	<p>学校教育管理監の朝倉です。よろしくお願いたします。</p> <p>専決処理しました「ふじみ野市地域協働学校（コミュニティ・スクール）検討会議要領の制定」について御報告します。</p> <p>平成27年度末に、子供も大人も共に学び合う「共育」を基本理念とするふじみ野市教育振興基本計画を策定しました。</p> <p>それは、学校と地域が協働して子供を育てることを狙いとして地域協働学校いわゆるコミュニティスクールの推進を掲げています。</p> <p>少子高齢化社会、地域コミュニティが減少もしくは消滅する可能性がある社会、各分野の技術革新や産業における激しい変化が生じる社会、そして子供達の規範意識や社会性に課題のある学校現場、こういったものを社会総がかりで解決していこうということが背景にあります。</p> <p>この地域協働学校を推進するに当たりましては、教育、あるいは学校だけの取り組みでは解決いたしません。</p> <p>地域コミュニティの在り方を再構築する、大きな意識の変換が求められています。</p> <p>それゆえに地域協働学校については、市長部局との連携・協働を図る必要があります、ふじみ野市地域協働学校の設計を進めるに当たりまして、関係各課と検討を進めます。</p> <p>そのためにこの検討会議要領を制定しました。</p> <p>1枚おめくりください。</p> <p>趣旨は今説明しました。検討事項は第2条(1)から(5)について検討していきます。</p> <p>別表は、この会議のメンバーが記されています。</p>

<p>教育長 学校教育管理監</p>	<p>丁寧に進めてまいりたいと思っています。 以上です。 この検討会議は、既に何回開催しましたか。 2回開催しました。 明日、第3回を開催する予定です。 また、市の各学校のPTAや議会にも丁寧に説明すべく準備を進めています。</p>
<p>教育長</p>	<p>10月3日に市内各小中学校のPTA会長に地域協働学校の進め方や意義等について、私から話をさせていただきます。 また10月17日には、議会の福祉教育常任委員会で学校教育管理監が説明します。 同委員会の今年度の視察は、三重県のいなべ市にコミュニティスクールの視察研修に行くとのことで、議会も含めて方針を理解していただいております。 ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○報告事項 続いて、「平成28年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要」について、教育総務課長より報告をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>報告事項、平成28年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について御報告いたします。 第3回ふじみ野市議会定例会は9月1日に開会し、9月20日に閉会しました。会期は20日間でした。 一般質問は、9月13日から15日までの3日間にわたって行われ、15人の議員が大きな項目で57項目質問しました。 この中で教育に関する一般質問は、8人の議員から大きな項目で10項目ありました。 課別に見ますと、教育総務課に対する質問が1項目、学校教育課に対す</p>

る質問が6項目、学校給食課に対する質問が1項目、社会教育課に対する質問が2項目となっております。

質問の内容的を見ますと、奨学金及び入学準備金に関する質問、学校における障がい者スポーツへの取り組みに関する質問、学習支援を必要とする子どもの現状を把握するための市長部局と教育委員会との連携及び情報共有に関する質問、学校における手話教育に関する質問、子どもの貧困対策という視点から小中学校の歯科検診の状況や特徴を問い、併せて未受診の児童・生徒の実態と理由及び対応を問う質問、教育における節電意識の向上と集中力アップという視点から学校教育に「シエスタ」を取り入れたり、学校給食に狭山茶を取り入れることを促す質問、外国の実績等に倣い3Dプリンターを教育現場に導入することを促す質問、社会教育施設の耐震化の状況や今後の整備計画に関する質問、施設の相互利用に関する質問、福岡河岸記念館の自立的運営の手段としてレストランやカフェ等を誘致することを提案する質問、といった御質問をいただきました。

今回は、質問の数はいつもより少なめでしたが、バラエティに富む質問内容であったと思います。

それぞれの質問の内容及びそれに対する答弁の内容は、お手元の「報告事項」と書かれた報告書のとおりです。

一般質問の概要に関する御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

伊藤委員

質問ではないのですが、障がい者スポーツについての答弁の中でスペシャルオリンピックスについても触れていただいているので、非常にありがたいと思っています。大変良い答弁だと思います。

教育長

この件については、よろしいでしょうか。

各委員

(了承)

教育長

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

○協議事項

教育長

では、ここで、冒頭に申し上げましたとおり議事の順序を変更して、協

	<p>議事項「東松山市少年事件に関する意見聴取」に移ります。</p> <p>先月23日に東松山市内の都幾川河川敷で16歳少年の遺体が見つかった事件で、中学生3人を含む14歳から17歳までの少年5人が、当初、殺人の疑いで逮捕され、その後傷害致死の疑いに容疑が切り替わりました。</p> <p>たいへん痛ましい事件ですが、私はこの事件が特殊な事件だとは決して思っていません。</p> <p>東松山市だけではなく、どこでも起こり得る事件であると思っています。</p> <p>そこで、本日は、この事件に対する教育委員の皆様のお意見を頂戴し、今後の本市の教育に活かしていきたいと思っております。</p> <p>まず、あの事件の報道を受けて委員の皆様はどのような印象をお持ちになったでしょうか。</p>
富田教育長職務代理者	<p>この事件に先立って、川崎市でも同じような構図の事件が起きました。</p> <p>やはりこれは特殊な事例ではなく、全国どこでも起こり得る事件であると考えさせられました。</p> <p>加害者の少年達ももしかすると社会的弱者かもしれない、社会から落伍してしまっ行き場がないのかもしれない。</p> <p>社会全体で取り組まなければならないのしょうけれども、教育委員会として何が出来るかといったときに、「学力が水準に達していない」とか、「家庭の収入があまり高くない」とか、そういったことから抜け出せる術を提示できるようなことを教育の中でできれば…、例えば学力が高くなくても社会で生きていく術をキャリア教育のような形でできたら良いのではと思います。特効薬的なものではないかもしれませんが。</p>
教育長	<p>ただ今の富田職務代理の御指摘のとおり、学力の面と家庭環境の面の二つの切り口があるかと思っております。</p> <p>ここで、事件の概要について、教育委員会が知る範囲で学校教育課長から説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>お手元の「協議事項」には学校教育課でまとめた資料と、関連する新聞記事のコピーを載せました。</p> <p>事件の概要は、教育長からお話のあったとおりです。</p> <p>事件の経過は大きな2番に日付を追って書きましたが、右側の四角の枠内は、一般的に生徒指導等で何か問題があったときに学校や教育委員会が</p>

どう対応するのかを図式化したものです。この事件というよりも一般的な対応として御理解ください。

今回の事件について、教育委員会の動きとしては26日以降、報道に上がってきています。臨時校長会を開催したり、文科省が当該市教委を訪問して事情聴取を行いました。

また、9月に入ってからには県教委と2つの市教委とで合同検証委員会を設置して、今そちらの方で検証を進めています。今朝の新聞にもありましたが、来年3月を目途に報告するとありました。

大きな3番には、ふじみ野市の対応について書かせていただいています。枠内は、本市が通常取り組んでいるものでございます。学校をはじめ、他機関とは毎月のように情報交換を行っています。

月例報告につきましては、学校から上がってくる長欠児童生徒調査には欠席の理由や学校の対応が書かれています。

また、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校に出入りしていますし、それぞれの職で見た子供達の様子等は市教委内で連携共有しています。

警察については学警連という組織がありまして、これは小中学校の教員、警察が連携しながら子供達の様子について市をまたいで情報連携を行っています。

それから、スクールサポーターという警察のOBの方も校内に入って、生徒指導についてアドバイスをいただいたり、子供達の様子について教員に助言してくれています。

これらが通常時の対応です。

今回の事件を受けての対応ですが、「9月上旬」という所に書いてあります。校長会で教育長から中学校間の連携、中高の連携、中退者の情報把握について指示がありました。

また、東松山市の事件に関する文書を各学校に発出しています。

近隣市町との情報連携も行っています。

以上です。

裏面には新聞のコピーもありますので御覧いただければと思います。

私から課長の報告に付け加えるとすると、東松山市の事件では「パズル」

教育長

というカラーギャングが要素の一つとして出てきました。

ただ、情報によると東松山市のカラーギャングは一時のような力はなく
なっていて、どんどん収束に向かいつつある中であのような事件が起きた
ということです。

東松山駅周辺では、数年前までは夜も眠れないほど大きな音を立てて暴
走集団が暴れまわっていたとのことですが、それがどんどん減ってきた中
であのような事件が起きたということです。

本市においては、今から10年近く前は上福岡駅やふじみ野駅周辺にも
カラーギャングがいたのです。ところが最近は全く見かけません。

ただ、「だから大丈夫」ということではないと思います。

東松山市でもグループとしては収束に向かっている中で事件が起こって
いるのですから、目立つ動きがなければ安心ということではないと思いま
す。

そういった中で、富田職務代理からも御指摘いただいた、加害者も社会
的弱者ではないかという見方もあろうかと思えます。

いかがでしょうか。この事件の印象等は。

山城委員

テレビ報道によると、みんなで殴って、泡を吹いて痙攣したにもかかわ
らず川に顔をつけたとのことです。

少年達はそれでも「殺すつもりはなかった」と。

人はどこまで痛めつけられたら命を落とすのかということはこの子供達
は理解していないのかと不思議に思いました。

中学生にはこのような事件に基づいて、リアルに伝えていく必要がある
のではないのでしょうか。

命の大切さは、道徳や先生方のお話でずっと言い続けてきたと思えます
が、オブラートに包むように「命を大切にしなければいけないのだよ」と
言うだけでは今の子供達には伝わらないのかなと思いました。

殴ることは良くないことですし、衝撃が強いかもしれませんが、限度を
理解させるためにはリアルに伝える必要もあろうかと思えます。

塩野委員

まだ事実がよく分からないのですが、富田職務代理が指摘した側面があ
ると思います。

この子供達には居場所がなかったということによって、事件とかかわつ

てしまったのだと思います。

居場所のない子供達が「パズル」という集団に引きずり込まれてしまい、そこから抜け出せなくなってしまう。そして、使い走りさせられるような構図があると思います。

集団の中でキレると見境がなくなっていく、一人がやっていることは大したことはなくても、集団になるとこれがエスカレートすることがあると思うのです。

昔もこのようなことはあったと思うのですが、今はSNSにより短時間で広く拡散するので、何かあると仲間がすぐに集まりやすい。

一人や二人なら大したことはないのですが、SNSの繋がりや悪い仲間の範囲が広がっており、そこに怖さがあると思います。

評論家のように、「何をどこから直したら」ということは言えないのですが、みんなで協力して良い方向にもっていかなければならないのですが、どれがというのは現時点では…。

教育長

塩野委員の御発言にありました「居場所」というのが、先ほどの「社会的弱者」とともにキーワードであろうと思います。

伊藤委員

各委員から御指摘があった事柄が絡み合っているのではないかと思います。「居場所」については、この子供達は家庭で認められていない、学校に上がっても認められない。

結局、そうするとそれ以外の所に居場所を見つけるしかない。

そして、居場所のない鬱積した感情を暴力により発散させるという図式が浮かび上がってきます。

家庭で認められないという点では、繁華街をうろつく子供達を補導して聞いてみると「自分が外泊しても親は無関心である」ということがあります。保護者自身もかつて同じような扱いを受けて育った方なのかもしれません。それは遡ってみないと分かりませんが、遡ったところで親を再教育することも難しいでしょうし…。

その辺は、何か社会全体が抱えている病理がちょっとしたきっかけで悪い方向に現れてしまったのがこういう子供達なのだろうと思います。

ただ、役者さんなどで「昔、暴走族だった」というような人が立派に更生していたり、ヤンキーだった先生がいたりします。

教育長

そういった、社会的に立派な大人になった人達は何をきっかけに立ち直れたのかということも含めて分析する必要があるかと思います。

SNSについては、これは防ぎきれないという前提で「では、どう対応したらよいか」と考えなければならないのかもしれないかもしれません。

それと、暴力的なゲームの影響もあるのでしょうか、生身の人間はリセットしても生き返ることはないということがピンときていないのかもしれないし、いろいろと言い出したらキリがないのかもしれない。

多角的に丹念に取り組んでいくしかないのかなという気がします。

はじめに富田職務代理からありました「学力」についても、もちろん課題があり、また「家庭」についても皆さん同意見であるとおりに課題のある子供達だろうと思います。

少年非行や少年事件そのものの件数は減っている中で、今回のような事件が起きるといふ点について、今後、きちんとした分析が必要になってくると思います。

今回の事件で、容疑者は家庭裁判所に送致されましたが、おそらく家裁は「これは家庭裁判所の範疇ではない」と判断して、「逆送」という形をとるでしょう。

すると、警察から検察に行き、検察は起訴して裁判員裁判になることが予想されますから、委員の皆様から必要性の御指摘があった事件の分析結果が裁判の過程において明らかになると思います。

この事件は特異な事件ではなく、いつでもどこでも起こり得るといふのは、保護者が作っている家庭環境によってこのような事件が起きるからです。そのように考えれば「一歩間違えば今回のような事件が起きていたのかもしれない」というケースは、過去に何度もあります。

私も何度かあります。ある生徒の家が溜まり場になっており、親に見放された子供達が集まっていました。

その家の中で、一人の生徒が別の生徒の顔を思い切り蹴り上げるという事件がありました。

蹴られた生徒は、その影響で一時目が見えなくなってしまったのですが、被害者の保護者は「私は、警察は嫌いですから」と言って、警察に行こうとはしませんでした。

保護者自身も子供と同じような境遇で育っているので、警察が入って事件化するというのを生理的に嫌がったのです。

その事件の現場にいた生徒は、殺意は持っていたと思うのです。ただし、「殺す」ということの意味、「殺意」ということの意味が分かっていなかったのだと思います。

そして、これは東松山市の事件の犯人たちも同様だと思います。

警察の取り調べに対し、当初、「殺意はあった」と言ったために殺人の疑いで逮捕され、後で傷害致死に切り替えたのだと思います。

「殺意」とは何か、「殺す」とはどういうことかについて、警察は相当きちんと子供達に伝えていったのだらうと思います。

そうすると、警察が言うような意味では「殺意はなかった」ということになり、容疑を切り替えたのだと思います。

「殺す」という言葉を安易に使いますが、「殺すこと」の意味が分かっていない。

そういう意味では、山城委員さんがおっしゃった「リアル」が分かっていないということです。

しかしながら、その「リアル」を学校が伝えるということが適切かどうか。学校教育の中で「殺す」ということをリアルに伝えることができるのか、あるいはやってよいのか。これについては疑問です。

この辺になると様々な御意見があると思いますが、命を大切に教育の中でリアルに「殺人を犯すとはどういうことなのか」について伝えた場合、おそらくトラウマになる子供が相当出てしまうのではないかと。

では、どこでそういう教育をすべきかというところ…、今ここにいる私達全員がそのような教育を受けていないと思いますが、事件を起こす方向に走らなかったのは、家庭で教育を受けて育ってきたからだと思うのです。

そういう意味では、一番最初に出てきた「家庭」に対してどのような援助していったらよいのかを考えていかないと、今回のような事件は防ぎようがないと思います。

小さい頃からの、生まれ育った環境は非常に大きく、環境から受けた影響を変えていくのは難しいというのが正直な思いです。

ただ今、委員の皆様からいただきました御意見は、校長に伝えます。

富田教育長職務代理者

ほかに御意見はありますか。

おそらく、この中では私が最年少だと思いますが、バブルがはじけたのは私が20歳前後の頃だったと思うのですね。

子供の頃から社会が成長する軌道を進んで行き、まじめに頑張れば仕事にも就けるし、家庭も持てるし、ということで将来像が描けた時代だったと思うのです。

それが、バブルがはじけて以降、20年以上「ロスト・ジェネレーション」などとも言われています。

今は、学力上位層にいる子は良い会社に就職できて将来像が描けると思いますが、そうではなく「どうも人生芳しくなさそうぞ」と、ある程度見切りをつけてしまった人は、低所得で家庭も持てず、自暴自棄になり、刹那的な犯行に至ってしまうことがあるのかもしれない。

大人が分からないような考えに至っているのかと感じています。

ですから、「リアル」というのが暴力的なリアルだけではなく、自暴自棄になりそうところからどのようにして人生設計を立てていくべきか知ること、「勉強を頑張れば何とかなる」という話だけではなく、文部科学省の言うようなきれいごとのキャリア教育ではなく、もう少し生々しいキャリア教育「こうやれば、何とかして人生立て直せるのだ」と思えるような、立ち直り経験のある方の「リアル」なお話を聞ける仕組みもぜひ作っていただきたいです。

伊藤委員

この子達は愛されていないのですね。親から愛されていない。そして、その親も親から愛されていない。虐待が連鎖するのと同様です。

そして、そこに貧困も絡みますから、親達は稼いで生きるだけで精一杯で、子育てまでは目も手も回らないという状況があるでしょう。

ですから、貧困の問題をどうするのかということもあるでしょうし…、余裕があればもう少し子供に対し何かできるのでしょうかけれど、精神的にも経済的にも余裕がない点も一因でしょうし、子供の側からすれば親から愛されない、無関心というのが衝撃的だと思います。

そして、学校に行けばレッテルを張られて厄介者扱いされてしまう。

もしかしたら、この子達の中には賢い子もいると思うのですね。でも、自分から放棄してしまうということもあると思います。

教育長

誰かが見捨てずにやっていくべきですが、ただ誰が殺人について教育するのかというのは…、性教育と同じでどこまでやればよいのかは難しいです。

少し話題が逸れますが、昔、アメリカのある州が取り組んだ例ですが、少年院に入っている子供達を、重い刑に処されている囚人がいる監獄に見学に行かせるのです。そして、彼らの話を聞かせる。ありのままの監獄を見て回らせて彼らの話を聞かせると、再犯率が下がるという話を聞いたことがあります。

ただ、これは学校教育の範疇を超えていますから、司法などでしょうけれども取り組まなければいけないと思います。

この子供達は「居場所がない」、「愛されていない」というのが共通項であると思います。

貧困という点では、昔の方がおそらくひどかったと思いますし、親も子供どころではなかったと思いますが、愛情はどの親御さんも持っていて、目に見える形にせよ、見えない形にせよ、愛情を注いでいたと思います。

今の豊かさの中で貧困が際立っているところで、愛情が注がれないというのが出てくるのかなと思います。

ではどうすべきかという点で、先ほど富田職務代理者からお話のありました「右肩上がりではない社会でどう生きていくべきか」といった、リアルなキャリア教育というのにも必要なのだろうと思います。

よく言われるのが「2030年には、子供達の65%は今はない職業に就くであろう」ということです。すると、残りの35%の子供達は今ある職業に就くのかというと、そういうことではなく、AIやIoTの進展により職業に就けていないかもしれないのです。

なかなか夢を描きにくい社会であるという現実がありますので、「リアルな夢を持たせる教育」というのも必要かもしれません。

そのような意味でも、非行少年から立ち直った実例などはインパクトのある話になると思います。

今後の方策の一つとして、学校教育を含め検討させていただきたいと存じます。

この件については、まだまだキリがないとは思いますが、これからも御意

	<p>見がありましたらお寄せください。</p> <p>それでは、以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p> <p>○各課からの報告</p>
教育長	<p>この後は非公開の審議になりますので、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(教育総務課長、大井図書館長、大井中央公民館長：報告)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>○次回の日程等</p>
教育長	<p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、平成28年10月20日(木)午後6時30分から、会場は市役所本庁増築棟3階災害対策室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、8名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に8名を限度とします。</p> <p>それでは、ここからは非公開となりますので、学校教育管理監及び学校教育課長以外の課長及び主管には退席をお願いします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p> <p>○報告事項</p> <p>【非公開】</p> <p>○非公開の解除</p>
教育長	<p>ここで、非公開を解除し、改めて「報告事項 全国学力学習状況調査結果及び埼玉県学力学習状況調査結果」が了承されたことを報告いたします。</p>
教育長	<p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、平成28年第9回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p>

(19時50分)

本日はお疲れ様でした。